

## 令和7年度 第3回吹田市社会福祉審議会地域福祉計画策定部会議事概要

1 日時 令和8年1月19日(月)午後2時から午後4時18分まで

2 場所 吹田市役所 高層棟3階 災害対策本部会議室

3 出席者ほか

(1) 委員 8名

松木宏史 部会長

水谷充規 委員 菊澤 薫 委員 三条健二 委員 吉川英次 委員

新靱晃子 委員 森戸秀次 委員 大槻剛康 委員

(2) 市職員 5名

田畑 茂洋 福祉部 次長(福祉総務室長兼務)

齋藤 知宏 福祉総務室 参事

持永 夏子 福祉総務室 主幹

賀集 恒介 福祉総務室 主任

木村 ちひろ 福祉総務室 主任

(3) 吹田市社会福祉協議会 3名

井手本 治夫 吹田市社会福祉協議会 総括参事

新宅 太郎 吹田市社会福祉協議会 課長

朽久保 秀紀 吹田市社会福祉協議会 主幹

4 配付資料

資料1 吹田市民の地域福祉に関する実態調査報告書

資料2-1 第5次吹田市地域福祉計画の施策体系

資料2-2 第5次吹田市地域福祉計画の施策体系 指摘事項及び検討結果一覧

資料3-1 第5次吹田市地域福祉計画骨子案(1/7時点)

資料3-2 第5次吹田市地域福祉計画骨子案 第3章概要

参考資料1 吹田市重層的支援体制整備事業実施計画 抜粋

参考資料2 第5次吹田市地域福祉計画策定までのスケジュール

5 内容

1 開会

2 議題

**(1) 吹田市民の地域福祉に関する実態調査の結果報告**

資料1 吹田市民の地域福祉に関する実態調査報告書

事務局 それでは、資料1をご覧ください。こちらは昨年11月から12月にかけて実施したアンケート調査について、結果をまとめた報告書であり、今後、計画策定を進めていく上での基礎資料となります。本資料はかなり膨大な量の

ため、委員の皆様にも大変ご苦勞をおかけしているところではございますが、回収した結果見られた特徴的な点についてご説明させていただき、委員の皆様で認識を共有できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告書の2ページをご覧ください。「4 回収の結果」です。本調査の有効回答数は今回1,116件、回答率は55.8%でした。有効回答数のうち約37%はWEBからの回答であり、今回からのWEB回答導入については一定の成果がみられたものの、全体の回答率は前回の4次計画策定時の56.5%と概ね同様の結果となりました。居住地域別の結果を見ても、最も回答率の低い豊津・江坂・南吹田地域で48.8%であり、各ブロックから幅広くご回答いただけたと思っております。

続きまして12ページをご覧ください。申し訳ございませんが、資料の修正事項があります。12ページのグラフ下の「※」3つ目に今回調査からの新規項目について記載がありますが、グラフの真ん中あたりの項目「何かあったときに頼れる親族がいないこと」についても新規項目ですが、記載漏れとなっておりますので修正をお願いします。

続きまして16ページをご覧ください。「くらしや健康・福祉に関わる相談窓口の認知度」の項目についてです。こちらについても申し訳ありませんが、17ページの1行目に1点修正がございます。「くらしや健康・福祉に関する相談窓口の認知・利用状況」とありますが、「利用状況」は今回設問に入っておりませんので、「認知度」に修正をお願いします。こちらの設問については、選択肢の変更等に伴い、前回調査時との経年比較が報告書には記載されていませんが、「知らない」の割合が減った、認知度が高まったと思われる項目としては、16ページ「2.地域包括支援センター」「3.障がい者相談支援センター」「5.保健所」「6.子ども家庭センター」「8.地域子育て支援センター」「11.児童会館・児童センター」「13.教育センター」「15.障がい福祉サービス事業所」「16.高齢者福祉施設」「18.かかりつけ医などの医療機関」「19.社会福祉協議会」が前回調査時から約7ポイント以上「知らない」の割合が低下しております。

続きまして20ページをご覧ください。「くらしや健康・福祉に関する情報の入手方法」について、市が発信する情報としては、前回の調査と比較して市ホームページや公式SNSといったネットの媒体のポイントが高くなっており、紙媒体が低い傾向が見られました。市報すいたについては、依然として7割以上が回答しているものの、21ページの年齢別の分析を見てみると、30歳未満の方については、33.3%と低めの傾向が見られます。

また、23ページでは、地域団体や地域住民が発信する情報について、対面形式や紙媒体のものはポイントが低い傾向にある中、地域のホームページについては前回調査より高くなっています。

続きまして31ページをご覧ください。「近所付き合いが難しい理由」として、自分が置かれている生活環境面での理由が上位2項目を占めております

が、続いて「わずらわしいことが嫌だから」「人と一定の距離を保ちたいから」という気持ちやコミュニケーションに関する面についても高い割合を占めています。なお、この設問については33ページで年齢別に示されているように、決して比較的若い年齢層だけでなく、どの世代においても等しく生じている問題であることが伺えます。

続きまして35ページをご覧ください。「地域の生活の中で福祉について気になっていること」について、前回調査と比較して最もポイントが増加しているのは「特にない」です。こういった「特にない」の項目について、39ページ「地域生活の中で地域住民の交流について気になっていること」や、43ページ「地域生活の中で福祉等に関する制度や施設・サービスについて気になっていること」などにおいても同様の結果が見られ、地域についての関心が低くなってきていることが伺えます。ここで資料の修正事項です。40ページに戻っていただけますでしょうか。1行目に「年齢別でも、大きな差はありません」と記載しておりますが、こちらは「性別でも」の誤りとなります。申し訳ございませんが修正をお願いします。

続きまして56ページをご覧ください。市役所などの行政が主体的に取り組むこととして最も多かった項目は「行政の施策をわかりやすく住民に知らせること」であり、前回調査より9.2ポイント高くなっております。前回の調査時である令和元年度と比較すると、コロナ禍を経て申請行為の電子化が進みましたが、窓口での待ち時間軽減等の効果がある一方で、電子画面上におけるわかりやすい手順や言葉の表現については、まだまだ課題があるのではないかと考えられます。

続きまして61ページをご覧ください。自治会への加入状況について、「加入している」が45.6%と、前回調査時より7.9ポイント低くなっています。自治会についても地域で気になっていることと同様、63ページに記載のとおり、自治会に加入してよかったことについても、地域で気になっていることと同様、「特にない」という回答が最も多く、満足度の有無にかかわらず加入されている方にとっては、自治会活動は当然するものだという消極的な理由で続けている人の割合が増えているのではないかと考えられます。また、69ページでは自治会に加入していない理由として、前回調査と同様、活動をすることの負担やメリットのなさが上位を占めるものの、「住まいの地域には自治会そのものがないから」が前回より11.9ポイントも増加して非常に多くなってきています。また、71ページで、近所付き合いの程度として「ほとんど付き合いがない」と回答した人が自治会に加入していない理由としては、「加入のきっかけがないから」が30.1%で最も多くなりました。地域団体や地域住民が発信する情報についての結果を踏まえると、情報発信ツールや周知方法の工夫が課題ではないかと考えられます。

続きまして75ページをご覧ください。地域活動に参加してよかったことについて、前回調査時と同様に、自分のスキルアップや自分ひとりで完結するこ

とよりも、人との交流、地域への貢献など、つながりが生まれるような理由が多い傾向があります。一方で、78 ページでは、地域活動に参加していない人に参加してみたいと思える活動内容について聞いておりますが、自分の興味・関心や参加への負担が少ないことにつながる回答が多い傾向があります。これらより、結果として人とのつながりや地域貢献の重要性を学ぶものの、地域活動を始めるきっかけとしては、負担のなさ、楽しさ等を重視したアプローチが重要になるのではと考えられます。

なお、これらは 84 ページ以降に記載されている福祉ボランティア活動においても、同様の傾向が見られ、前提としましては、参加していないが 78.4 ポイントと圧倒的に多いですが、例えば 88 ページで参加してよかったこと、90 ページで参加していない人が答えた参加してみたいと思える活動内容の結果が記載されていますが、傾向としては先ほどの地域活動と同様のものが見られます。

続きまして 93 ページをご覧ください。社会福祉協議会の認知状況について、前回調査時と大きな差はなく、94, 95 ページには地域活動や福祉ボランティア活動に参加している人と参加していない人での認知度を比較しておりますが、こちらについても前回調査時から大きな差はありません。また、98 ページでは C S W コミュニティソーシャルワーカーの認知度を聞いており、前回調査時から知っている人の割合が 4 ポイント低下しております。地域との関係が希薄化することと合わせて地域の相談役である C S W の認知度も低下している状況にあります。

続きまして 103 ページをご覧ください。こちらは今回から新設の項目で、民生委員・児童委員について聞いておりますが、民生委員がいることや活動内容など一部を知っている人をあわせると認知度は 58.2% となりました。次の 104 ページに記載のとおり、年齢別の認知状況では C S W と同様、高齢になるほど認知度の割合が高い結果となりました。

続きまして 107 ページをご覧ください。成年後見制度については、前回調査時と認知度や利用意向等について大きな差はありませんでした。また、115 ページでは今回から新設した効果的な周知方法に関する設問について、市の広報誌（市報すいた）が 62.1% について、市のホームページや SNS の 36.1% が高くなっています。令和 6 年 7 月に吹田市権利擁護・成年後見支援センター「けんりサポートすいた」が設置され、今後も制度の周知に力を入れていく予定ですが、本設問の結果も踏まえて周知方法等を検討できればと思います。

続きまして 117 ページをご覧ください。防災に関する取組や情報について知っているものについて、避難訓練に関する項目を、今回の調査では希望者参加型のイベントである「吹田市地域防災訓練」から市内全域でサイレン放送等による全員参加型の「吹田市一斉合同防災訓練」に変更しており、防災訓練の認知度として比較すると前回よりも回答が多くなっております。また、「災害時要援護者支援制度」については、令和 5 年度から個別避難計画の案内と合わ

せて周知に力を入れておりましたが、前回から 1.9 ポイント低下となりました。こちらについては 120 ページの「災害時要援護者への支援を進めるうえでの優先すべき地域の取組」においても、「制度の周知」と「特にない、わからない」の回答割合が多く、認知度についてはまだまだ課題が残る結果となりました。

続きまして 122 ページをご覧ください。再犯防止に関する民間協力者や取組で知っているものについて、30 歳未満の人が知っているものはない割合が高い一方で、125 ページに記載された、年齢別の「非行や犯罪をした人の立ち直りに関する協力意向」では、「思う」「どちらかといえば思う」と回答した人の割合は 30 歳未満が計 22.3%で最も多くなっています。

最後に 1 点修正事項がございます。132 ページをご覧ください。自由意見の上から 4 つ目の項目「生活保護について」を 4 件と記載していますが、正しくは 2 件でした。申し訳ございませんが修正をお願いします。

報告書の大きな説明は以上となり、委員の皆様には、報告書を見て気づいた点や気になった点についてご意見をいただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

部会長 報告書を一読されて、あるいは今の説明をお聞きになって、ご意見、ご質問等がありますか。

A 委員 いくつか気になる点があります。一つは、回答率です。前回とほぼ一緒ですが、もう少し高くても良いのかなと思いました。理由はいくつかありますが、一つは回答者の男性・女性の差が人口比とトレースしていないことです。人口比について、市報すいた令和 8 年 1 月号では 38 万人強で、男性 47.6%、女性 52.4%で、アンケート回答者の比率は人口比と比較して少し偏りがあるような感じがします。人口比に揃えることはなかなか難しいと思いますが、ある程度寄り添うようなデータにすることを目標にすれば、回収率を高めることにつながるかもしれません。回収率を 65%くらいまで上げることができれば、問題の解決ができるのかもしれないと思いました。

それともう一つ、今回は W E B も入れたとのことですが、一般的には郵送関係の回収率は 30~40%程度とのこと。今回は 50%以上ですから良いほうだと思います。W E B 回答は、20~30%程度が一般的とのことですので、これらも踏まえると回答率 56%は結構良い数字だと思いますが、先ほど述べたとおり、男女の比率の問題等を考え、努力していく方法があるのではないかと思います。このデータで今後の議論を進めることについては、異議ありません。

部会長 回収率 56%は、このご時世で郵送調査を主たる手段として自治体が行った調査としては、かなり高い数字だと思います。他の自治体を見ても、30%台、40%台が非常に多い中、今回は W E B で回答も上手くかみ合っていて、このような

回答率につながったと思います。ただ一方で、おっしゃってくださったように調査の精度を上げる、あるいは人口比や年齢比をしっかりとレースできるようにするためには、やはり回収率を上げていく努力も必要です。今回は、本当に高い回答率が出たと思いますが、さらに上積みができるような工夫が必要です。今回初めてのWEB調査で、一つ工夫に着手いただきましたが、この後も計画作りは続いていきますので、そういったこともこの委員会の中でも検討できたらと思います。

## B委員

まず、問25のCSWの認知度について、片山・岸部地域が今回最下位です。前回はトップで22%だったにも関わらず今回は最下位(5.4%)です。逆に、豊津・江坂・南吹田地域はいつも最下位だったのですが、今回は9.2%と、前回より2ポイント高くなっています。他の面では自治会のところもそうですし、社会福祉協議会の認知度もそうなのですが、問19の自治会への加入状況については、JR以南地域と片山・岸部地域が約15ポイント前後前回より落ちています。山田・千里丘地域も11ポイント落ちています。先程言ったCSWの認知度は、片山・岸部地域が社会福祉協議会のお膝元なので、これは普通あり得ないんじゃないかなと思うんですね。このあたり、一回精査してもらったほうが良いんじゃないですかね。CSWの認知度関係と社会福祉協議会の認知度関係、自治会の加入率もセットだと思います。自治会については、他のデータも見てみると加入率の大きな落ち込みがあってもなんとなくわかりますが、片山・岸部地域のCSWの認知度についてはトップから最下位に急落しています。確かに、同じ地域での自治会の加入率が15%前後減っていますが、これは異常値だと思います。こういった部分については、正しい・正しくないは別として、異常値であるということのアナウンスしないといけないと思います。この理由は今わかるのでしょうか。わからなければ次にいこうと思います。

私はこれまでも3次・4次・5次と継続性が大事と言っていましたが、事務局からご説明いただいた新規の設問以外については、3次からずっと問題になっていることが、右肩下がりに落ちている状況です。今回一過性で落ちましたね、これは課題ですねと言っている場合ではないということです。4次の時にしっかり要因分析していないので、また今回落ちているのです。一生懸命対策を打ったにも関わらず落ちているのであれば、要因がわかっているのでそれで良いと思います。対策を打った箇所とは違う部分を今後は検討しなければいけないということで、次に進めるからです。しかし、要因分析がしっかりとできていないからこそ、多少新しい芽が出ている部分があるとしても、3次で実施していたことと同じようなことを、5次でまた実施しようというような提案につながってしまうのではないかと思います。吹田市は、ハード面の施策には予算措置を講じて進めています。ソフト面の交流や支え合い、住民主体の考え方や主体意識を持たさないといけないなど、こういった部分に

については全然と言っても良いぐらい進んでおらず、全体会でも申しあげましたが、情報の質も量も相変わらずで、今に始まったことではないということです。ここをしっかりともう一度振り返り、本日後半にある5次計画骨子案に入れ込まないといけないと思います。骨子案を見ると具体性がありません。基本的には、このアンケート結果を踏まえて書かれていますが、内容については、既に3次から同じことが記載されていました。10年以上前から続いていることであり、一過性ではないということです。

以降についてはポイントだけお伝えします。問9「日常生活で困っていることや不安なこと」について、50代は経済的なことが40%台で一番高いのですが、そこだけじゃなくて、不安はないも50代だけが20%台(他の年代は全て30%台)と低いのです。ここは前回あまり入ってこなかった就職氷河期世代が、今回いよいよ50代に入ってきているのだと思います。3次ではかなり低かったのですが、年代別の人数でもここだけ20%を超えており、3次、4次、5次と上昇傾向にあります。40代、30代は減っており、80代はドンと上がってきています。あとあと出てきますが社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業を一番知っているのは50代であり、問10「くらしや健康・福祉についての相談相手の有無」については、50代が第9位で相談者がいないという項目を挙げています。こういったところをきちっと押さえておかないといけないと思います。問8「経済的な状況」について、「ゆとりはなく、生活が苦しい」と回答した層が1ポイント落ちて7%くらいですが、ここが年代別に出ておらず、こういったところをきめ細かく分析しないと、本当に具体的な対策は打てないと思います。

それから問11相談窓口の認知度です。事務局より「知らない」の割合が約7ポイント以上低下している窓口の紹介がありましたが、前回と選択肢が変わっています。選択肢「どのような機関かは知らないが、名前は知っている」なんとなく知っている面があります。というのは、問23の社会福祉協議会の認知度については今回は変わっていませんが、問25のCSWの認知度についてはドンと落ちています。問23, 25の社会福祉協議会、CSWの関係と、問11の相談窓口の認知度として記載されている数値を比較すると、比較できるのは多分社会福祉協議会くらいしかないでしょうから。アンケート後半の問23での回答のほうが、社会福祉協議会の認知度が低くなっています。役割も含めてしっかり知っているよという人が、だいたい4ポイント程度、問11より低く、名前だけ知っている人も合わせた認知度も5ポイント程度低いです。知らないとなると、後半の問23のほうが12ポイント程度高いです。社会福祉協議会しか比較できないですが、問11にはいろいろな相談窓口がある中で全体的に5ポイントから15ポイント程度総じて高く出ているのではないかと思います。新設の窓口以外はすべて高いです。ただし、減っているのは相変わらずボランティア関係のラコルタで、他が全部上がっているにも関わらず6ポイント程度落ちています。NPO関係は知っている・知らないが両方上がっ

ています。また、問 24 の社会福祉協議会の取組の中で、ボランティアセンターの認知度が、前は 11%だったのが今回 7%と 3 割以上減っています。こういったことをセットで考えないと前回より上がっていると単純には言えないので、取扱を注意しないといけません。そして、以前申し上げた、居住支援協議会の認知度が一番低いです。あと社会福祉協議会関係が多いですが、くらしサポートセンターすいたも認知度は下から数えたほうが早いです。ただし、けんりサポートすいたは、去年始まったばかりの中で貢献されていると思います。しっかり認知度を上げるために活動されていますから、やはり数字、実績に出ると思います。「知っている」の割合はラコルタより高いです。いろいろ分析するとキリがないですが、そういったところをしっかりと見ていただきたいということです。

あとは、全体会で申し上げたように、やはり自治会関係、それから地域活動、ボランティア活動についてです。例えば問 20-1 の地域活動と問 22-1 の福祉ボランティア活動は、参加して良かったことの選択肢が一緒になっています。ただ、細かいことですが福祉ボランティア活動の福祉が抜けています。回答者は福祉じゃなくてボランティア活動というイメージで回答しているかもしれないです。この部分については、市内推進委員会の意見を踏まえて最終的に選択肢を一緒にされましたが、これはおかしいです。地域活動と福祉ボランティア活動の選択肢を一緒にすること自体、おかしいと思いませんか。結果、回答がどうなっているかと言うと、福祉ボランティア活動はやはりシビアで、地域に貢献したいという回答が圧倒的に高いです。他は趣味が同じ、仲間ができたとか、同じ年代や違う世代と交流できるだとか、これらは全部低いです。地域に貢献していることだけドンと高いです。福祉のボランティア活動ですから当たり前です。問 20 の地域活動の選択肢の中に、ボランティア活動が入っています。このあたりが混在していて良くないと思います。

問 20-2 が地域活動（居場所）となっているところです。設問に（居場所）と入れていて、事務局としては居場所の一つの材料にしたいのだと思いますが、PTA活動などが嫌で仕方ない人もいます。居場所ではなく、負担で辞めたいくらいだということです。図書館やネットの居場所等を選択肢に入れて、居場所について一つの問として入れたかったのですが、第 1 回の策定部会で新しい項目を入れたい場合は、今回までにとわれたので難しいと思って言わなかったのです。

それから最後に、問 30 以降の成年後見制度についてです。事務局からの説明はあまりなかったですが、結局、特にないかかわからないが 50%前後です。以前言いましたように、あまり意味がないのではないですか。これをどう評価して、施策に入れていくのでしょうか。特に、問 30 で制度の利用意向について「わからない」と答えている人に、続きの問 30-2 でまた設問に答えさせています。活用しない、利用しない人にプラスして、前は入れていない「わからない」の人も加えて対象を広げているので前回との比較もできないし、「わ

からない」と言っているのにまた答えさせているから、余計「わからない」となります。結局、高齢や障がい分野で同じ成年後見のアンケートを取ると言われましたが、結局どういう結果になったのかということです。いろいろ話しましたがここで止めておきます。

部会長

ありがとうございます。いろいろご指摘がありました。全体的に地域福祉活動や地域とのつながりを指し示す項目の結果が、ジリ貧と言いますか、回を重ねるごとに少しずつ悪くなっているということでした。良い悪いの価値判断はどこですのかという問題はありますが、指標として落ちてきていることは、おそらく事務局も共通認識としてお持ちではないかと思えます。一方で、落ちていく指標に対してどう手を打っていくのか、有効な手立てはどうしていくのか、確かに十分ではないところがあるからこそジリ貧なのですが、このジリ貧傾向は、吹田の独特の傾向かということ、身も蓋もないことを言ってしまうと、全国的な傾向でもあるわけです。もちろん一部非常に先進的な取組をされていて指標が好転しているところがあるのは私も知っていますが、全国的にやはり落ち込みつつあります。ただ、これで良いと、手をこまねいていて良いということではありませんので、ここから全体的な傾向を踏まえた上で、計画に具体的なものを書き込んでいくために、この後の議論ということになっていくのかなと思えます。

B委員

もう一つだけ。問21についてです。ネット関係の選択肢と一緒にしたので削られたのだと思いますが、前回は回答率が30%強でトップだった選択肢「活動に関する情報を積極的に発信すること」が、今回は選択肢から削られました。全体会から繰り返しの発言になりますが、このあたりを私が何度も言っているのは議事録に残していただきたいからです。今回の事務局だけでなく、前の事務局も議事録を見ていないので、同じことを繰り返しされています。先ほど部会長が言われましたが、先進自治体では、アンケートはあくまでも参考として、実績とアンケートを照らし合わせて仮説を立て、民生・児童委員や自治会等、いろいろな支援関係者の方と懇談会をし、これはどう思われますか、現場の実態はどうですかとお聞きし、そこまでやって並行して施策体系を作っています。これは大変無理があることかもしれませんが、しかしもう5次です。1次・2次ではないということです。今の事務局のせいではないのですが、そういうマネジメントをしてこなかった上層部と言っては恐縮ですが。それから、4次の答申を成立させる為に、付帯条件を付けましたよね、部会長。評価をしっかりとしないといけない。忘れましてしょうか。そういうことができていない、要するにPDCAが回せていないということです。

部会長

ありがとうございます。計画を立てた後の評価も含めて、私も計画を立てる時の責任者の一人でもありますので、評価の仕方、どのような指標を計画に反

映させていくのか、改めて事務局とも相談しながら進めていきたいと思いません。

その他の委員の方、いかがでしょうか。

16 ページの問 11 「くらしや健康・福祉に関わる相談窓口（相談先）の認知度」について、障がい福祉サービス事業所の認知度で「知らない」人が前回よりかなり減りました。一方で、それでも知っている人は半分に満たない数字で、非常に絶妙なところで推移していると思います。現場の視点からの受け止めとしてもご意見をいただきたいです。

C 委員

いわゆる作業所と言われる時代からこういった仕事をしてきたのですが、その頃に比べるといろいろなサービスが増えてきて、どれが障がい福祉サービスで、どれが何のサービスかご存知ない方も多いのではないかと思います。一つ要因ではないかと思えます。

お聞きしたいのですが、このように計画策定のためにアンケート調査を実施し、細かな分析をしないといけない中で、私が見ていてもこれは何故だろうと思うものがたくさんあり、膨大な量ですが、これらの分析はどのようなときにされるのかなと思いました。私は高齢の方とはあまり関わったことがありませんが、例えば成年後見制度に関して、データを見ると、高齢の方のほうが制度を利用したくない方が多く、これは何故なのかと思いました。こういったことを分析するのは、この場だけでは無理ですよね。行政側が検討する時間を持つ流れなのでしょうか。

事務局

ご質問ありがとうございます。地域福祉計画の策定や検討に関しては、社会福祉審議会の全体会と、本日の策定部会がメインの場にはなりますが、それとは別で庁内 34 室課が集まる庁内推進委員会があります。アンケートを作る段階から諮り、各室課に必要な項目等を聞きながら実施しました。結果もフィードバックし、各計画を所管する室課においてもそれぞれ検討しつつ、地域福祉計画とどういう調整ができるか等を個別に協議・検討ということもしております。アンケート結果を基に、各室課それぞれが様々な場で検討していくことにもつながると考えています。

部会長

ありがとうございます。今話題にあがった成年後見制度に関して、ご高齢の方はあまり使いたくないと読み取れるというご意見がありましたが、実際 112 ページには、80 歳以上、あるいは 70 歳以上の方の 7 割くらいは、制度を使わなくても家族や親族がいるから大丈夫という回答をされています。ここについても、現場での肌感覚的にご高齢の方の成年後見制度に対するイメージ、あるいは距離感等についてどうなのかお聞きしたいです。

D 委員

調査結果を見て思ったのは、利用したくないというより、やはり家族がいら

っしゃるので、家族がしてくれるから大丈夫ということなのだろうなと思いました。よく相談する相手についても、年齢と共に段階的に変化し、配偶者がいなくなったら、兄弟、次は子供、みたいな形で相談する人が変わっていくと思いますが、やはり基本的には身内という考え、感覚があることは現場でも思います。また、独り暮らしで本当に身寄りのない方については、制度の利用を早いうちからお勧めしています。お亡くなりになった時に全く手が付けられなくなるため、そういう意味ではアンケート結果から見ても成年後見制度は頑張っただけ周知をしてくださっているイメージがあります。障がい分野から高齢分野に移行してきた方で、家族が成年後見人になって裁判所の手続きをされている方も結構いらっしゃるのですが、障がい分野のほうではわりとポピュラーな制度なのかもしれません。ただ、高齢分野の方は、自分でできることを何故、人に頼まないといけないのかということがあるのと、頼むのであれば家族であり、他の人の力は借りたくない、私はまだできるということもあるのだろうと感じます。

部会長           ありがとうございます。15 ページ「くらしや健康・福祉についての相談相手の有無」でも、ご指摘いただいたように70代以上の方は圧倒的に子供が相談相手、その次に配偶者、80代の方もそうですが、その次に医療関係者が、やっここで入っています。身内がいたら身内に頼むことを今のところはどうしても優先してしまうと思います。

E委員           うちも相談機関なので、相談部分がどうなのかを見ていたのですが、13 ページ問9「日常生活で困っていることや不安なこと」について、「相談相手がないこと」と回答した人の割合が年代別に載っていますが、わりと30代が高いと思い、子育て世代であるのに相談相手がないことは気になりました。

また、18 ページに相談窓口で相談した結果がありますが、相談した結果、解決に向かったことが割合的に高いです。進まなかった方ももちろんいらっしゃるのですが、そう考えると、相談機関につながれば、一定その方々にとって何かプラスになることがあると思います。どうやって相談につなげるか、つなげ方が重要なのだと思いました。他のところを見てもそうですが、最近では世の中全体の関わり方が希薄になってきていますし、紙媒体も見ないというところもあります。どのようにしてつなげていくかということで、例えば大阪府も全国的にもそうですが、虐待通報でもSNSでの相談を利用するなど、いろいろ新しい形で実施しています。制度を認知しているだけではなかなか解決にならないし、相談窓口に行って初めてプラスの思いをした人から更にいろいろつながりへと広がっていく部分が大きいと思います。周知の仕方や窓口対応は、マイナスな視点が多くなりがちだとは思いますが、このあたりがヒントになると思います。窓口対応で満足できなかったことをヒントにして、どれだけ実際の相談につなげられるかが重要な点だと思います。

部会長           ありがとうございます。窓口対応に対する自由記述の回答が19ページにあります。ご指摘のように、窓口対応はどうしてもネガティブなご意見が多くなってしまっているところがあります。一方で、解決の方向に向かっている方が一定数おられるというところは評価できます。ただ30代の方で相談相手がそもそもいないと答えている方が7.8%いらっしゃいます。これは、他の年代と比べると頭一つ多いです。どうしても30代というと、これから働き盛りで、まだまだ若く元気もあると見られがちですが、ご指摘のように、子育て関連のことや自分の努力ではどうしようもない部分が絡んできますので、そのあたりでそういう課題が浮き彫りになっているのか等、いろいろなことを巡らせながら聞かせていただきました。

B委員           今委員がおっしゃったとおりだと思います。前回も同じ質問で、30代が「子育てを支援してくれる親戚、友人、知人が身近にいないこと」を理由であげられたのは20%で、30代だけ2桁だったんですよ。他はみんな1桁だったんですね。今回もその選択肢が16%程度あったと思いますが。そういう孤立して、特に集合住宅が吹田市では7割ですから、しかも近くに親戚とかがいないということで孤立されているだけじゃないですけど、そういう方に相談できないというところが。入れ替えが激しく流動性があるので。特に転入したばかりでは、なかなか相談するところもないということで、おっしゃるとおりだと思います。補足です。

部会長           ありがとうございます。流動性の高い地域は、どうしても相談相手、つながりも希薄になると思います。関連しているかどうかはわかりませんが、話し合いの冒頭に急激にCSWやその他の認知度が下がっている地域があるとありました。私は吹田市が地元の間人ではないので細かいことはわかりませんが、もしかしたら大規模なマンション開発がその地域であったとか、急に2、3棟タワーマンションが建ったとか、そういうことでかなり左右される部分も大きいかもしれないと感じました。

A委員           130ページの自由意見についてですが、これが生の情報です。3ページにわたっていくつかの項目に分析されていますが、いろいろな問題が包含されていることがあるため、足りないのではないかと感じています。例えばグルーピングの垣根を低くして、生の言葉遣いでいくつか付け加えることが可能であれば、例えば先ほどの窓口対応で、マイナスの話、プラスの話、これから考えなきゃいけない話がすごく出てきているので、今後PDCAのPに打って出る時に、そういうフレーズを使うとか、そういう背景を理解して目標化していくきっかけになればと思います。嘘の話を作っても仕方がないから、足元をまずは固めていくということです。足元から1ミリでも前に進むためのきっかけ

け作りに、生の情報をもっと使ってはどうでしょうか。

部会長           私も何回か自分自身で調査をしたこともありますが、その時にやはり参考になるのが自由記述です。今ご提案いただきましたように、カテゴリー化する時の垣根を低くして、例えばこのような記述があったと、差し支えない範囲で、個人情報がわかるようなものはもちろん別ですが、リアリティのある書きぶりで載せていただくと、市民の方が手に取って読む時にも、数字だけよりも非常にわかりやすいと思います。これは是非、前向きに検討してほしいと思います。

F委員           民生委員に対する調査結果について。3年に1度の民生委員の改選が昨年の12月にあり、定員551人のうち1割くらい委嘱されていない方がいて、少しずつ委嘱率が落ちていきます。そういった点からも、もう少し民生委員の周知を図り、活動内容も含めて皆さんにPRしていかなければならないなど、アンケートの結果を見て思いました。また、民生委員の活動は、生まれてくる子供からお年寄りまで幅広く対応していますが、どうしても高齢者の方が多いです。吹田市の後期高齢者75歳以上の方は、現在約57,000人おられます。今後もう少し増えていく状況の中で、特に独り暮らしで身寄りのない方に対してどこまでできるのか。地域の中で支えないといけないのですが、民生委員が行う声掛け、見守り以外に、いろいろな仕組みづくりが充実できれば良いと考えています。

部会長           最近、マスコミなどでも独居世帯のお年寄りが身体を悪くされたり対応が必要になったりした時、あるいは万が一のことがあった時にどう対応するのか、非常に話題になっています。成年後見制度は今後大きく姿を変える可能性はありますが、世の中にさらに使いやすい制度としてどう定着させていくのかにも結びついていると思います。

G委員           想定していた回答になっているものと、そうでないものがありましたが、まず一つは問11の相談窓口の部分での更生保護サポートセンターについて、やはり認知度が低いです。下から2番目の結果というのは、対象者が特定の方であったり、窓口として被っている部分、例えば非行防止、非行少年に対する対応では更生保護サポートセンターだけでなく、たくさんの相談窓口の選択肢があるので致し方無いと思います。知られていないのは想定範囲でした。

                  想定外だったのは、問34「再犯防止に関する民間協力者や取組で知っているもの」で、保護司が前回に比べて6ポイント程度高くなっており、これだけ知っておられる方がいたことは意外でした。問35「再犯や再非行を防止するためにどのようなことが必要だと思いますか。」について、これは5年前とほとんど同じですが、対象者への支援について我々が考えていることと市民の

方が思っていることは、共通しているところがあると再認識しました。

意外だったものがもう一つあります。問 36「非行や犯罪をした人の立ち直りに関する協力意向」ですが、これがなんと 30 歳未満の方の「どちらかといえば思う」が 20.4%で、どちらかといえば思わない方に比べて少ないのですが、全体年齢の中で一番多く、ものすごく嬉しい評価が出ているのではないかと思います。若い人の理解があればこそでもありますので、今後将来的にも保護司や更生保護の観点からご協力いただける方がこんなにもいるのだということを保護司会で報告させていただき、どんどん若い人を取り込んでいく取組もしていきたいと思ったところです。

あと一点、再犯防止ではないですが、問 33-1「問 33 で「3. 災害時要援護者支援制度」と回答した方にお聞きします。「災害時要援護者」への支援を進めるうえで、優先すべき取組は何だと思えますか。」の中で、一番多かった回答は「災害時要援護者支援制度の周知」ですが、皆さん言葉的にはよくご存知なののですが、実際にどのようなことをしたら良いか、ご存知ない方が多いです。防災訓練等についても、健常者の方が多い観点もあります。やはり大きな災害時に一番心配しなければいけない方について、すごく認識されているところがありますので、こういったことをもっと対象者に周知していく必要があるのではないかと、データを見て改めて感じました。

部会長

再犯防止の取組については、認知度が少しずつ上がってきているところや、若い世代で理解が進んできているところで、手ごたえを感じる点もあったかと思えます。

災害時要援護者支援制度に関しましては、周知の必要性について前回調査よりもかなり数値が跳ね上がっています。裏を返せば、それだけ必要な人に届いていないのではないかと、知られていないのではないかとこの懸念を持つ方が増えているというところもあります。このあたりも、大きな課題の一つとして認識すべきだと思います。

他いかがでしょうか。ひとつおとりアンケートに関してご意見をいただきましたが、引き続き今度は計画の中身について議論していく段階に入っていきますので、またこの調査結果を踏まえながら計画の中身を詰めていく作業に入りたいと思います。

## (2) 第5次地域福祉計画の施策体系

資料 2-1 第5次吹田市地域福祉計画の施策体系

資料 2-2 第5次吹田市地域福祉計画の施策体系 指摘事項及び検討結果一覧

事務局

それでは、資料 2-1 をご覧ください。こちらは 9 月 30 日に開催しました第 2 回策定部会でお示した施策体系(案)から、その後、全体会、この策定部会、庁内推進委員会にていただいたご意見を踏まえて修正したものになり

ます。また、各会議でいただいたご意見と、それに対する市の考えを資料２－２でまとめておりますので、資料２－１と２－２を併せてご確認くださいと思います。

まず、基本目標１に関する修正点です。資料２－２のNo. 2では、基本目標１の文言に関するご意見をいただきました。これを受けて、基本目標１を「地域住民同士のつながりや支え合う体制の促進」へ修正しました。No. 6、7では、施策の方向（２）具体的施策③「人権・福祉等に対する意識の向上」について、市としても教育の機会を十分に設けるべきという旨のご意見をいただき、具体的施策③を「人権・福祉等に対する意識の向上に向けた機会の提供」へ修正しました。

つづきまして、基本目標２に関する修正点です。基本目標１の修正内容と合わせて、基本目標２を「地域住民と支援者で支え合う体制の充実」へ修正しました。地域住民と支援者が連携する取組の中には、No. 9や11にてご意見を踏まえて、支援者で支援した後、地域で受け止めていく受け皿づくりの推進につながるような取組も含まれるかと思っておりますので、支援者の具体的な関わり方についてイメージが掴めるよう説明内容の表現を今後検討できればと思います。また、No. 3にて社会福祉法人における公益的な取組の周知を入れてはどうかというご意見をいただきました。こちらの意見を取り入れるべく、修正前の施策の方向（１）具体的施策①「福祉や子供・子育てに関する制度の充実」と、具体的施策③「青少年の健全育成」を１つにまとめ、新たに具体的施策③「地域貢献活動をする事業者との連携」として追加しました。

つづきまして、基本目標３に関する修正点です。No. 14、15にて施策の方向（１）「権利擁護の推進」にかかるご意見をいただき、具体的施策①を「意思決定支援を重視した成年後見制度等の利用促進」へ修正しました。なお、本項目においては、成年後見制度の対象である「認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方」の権利擁護について記載することとします。また、本市では令和６年７月に吹田市権利擁護・成年後見支援センター『けんりサポートすいた』を設置し、センターを中核として権利擁護支援の取組を進めている経過を踏まえ、修正前の具体的施策①「高齢者や障がい者（児）等への理解の促進」から、「権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築と強化」へ修正しました。No. 13、16にて、包括的な支援体制の構築と重層的支援体制整備事業の関係性に関するご意見をいただきました。これを踏まえ、施策の方向（２）具体的施策①を「重層的な支援体制整備の推進」へ、これに伴い基本目標３を「さまざまな支援者で支え合う包括的支援体制の基盤強化」へ修正しました。

基本目標ごとの修正箇所は以上になります。最後に、資料２－１の右下「用語の共通認識」に記載のとおり、第５次吹田市地域福祉計画の検討における「地域住民」については、主に支援機関等に所属していない住民を指し、「支援者」については、主に行政組織や地域団体に所属している人を指すというこ

とで認識の共有を図ればと思います。

最後に、本施策体系については、次の議題（３）で議論される計画骨子案の概要のようなものであることと、既に各会議にてご意見をいただいたことから、一度お示ししている資料２－１のとおりで進め、計画本文の内容が概ね固まった後、本文の内容に合わせて必要に応じ修正を検討できればと思います。事務局からの説明は以上です。

部会長           こちらの施策体系の図に関しては、既に前回の策定部会で様々な意見をいただいて、それを反映しているということです。この後の骨子案の概要を踏まえて、今後微調整を行います。私達もよくやりますが、先に目次を作っておいて、本文の内容に合わせて目次を微調整しながら整合性を取る形になると思います。ですので、この施策体系の様々な文言を含めた検討につきましては、一旦この形で進めるということで、この後は骨子案の内容について検討することに集中したいと思います。

### （３）第５次吹田市地域福祉計画骨子案の検討

資料３－１ 第５次吹田市地域福祉計画骨子案（１／７時点）

資料３－２ 第５次吹田市地域福祉計画骨子案 第３章概要

参考資料１ 吹田市重層的支援体制整備事業実施計画 抜粋

事務局           まず、骨子案に関する資料ですが、計画の第１章と第２章を資料３－１、第３章を資料３－２でお示ししております。今回の会議においては、第３章の施策の取組や方向性を中心にご意見をいただきましたら幸いです。

それでは第１章及び第２章についてご説明させていただきますので、資料３－１と、併せて第４次計画の冊子をお手元にご準備ください。４次計画からの変更点を中心にご説明させていただきますので、４次計画の冊子と見比べながらご確認いただければと思います。

それでは骨子案１ページ（４次計画は２ページ）をご覧ください。第１章、「①地域福祉とは」では、市民アンケートの結果でも地域や福祉活動への関心が低くなってきていることから、今一度地域福祉の意味と、地域福祉の推進が重要な理由について記載しています。

続きまして骨子案３ページ（４次計画は４ページ）をご覧ください。「②計画策定の背景と主旨」について、第４次計画と同様、近年の社会情勢を踏まえ、地域福祉計画とはどのような目的、性質の計画であるかを述べていますが、第５次計画では、「地域福祉」というキーワードをより身近に、イメージしていただけるよう、イラストやコラムも前回より多く掲載をする予定です。

続きまして骨子案７ページ（４次計画は７ページ）をご覧ください。「④計画の概要（１）計画の位置づけ」について、第４次計画では包含される計画の説明がされていないため、より記載内容が理解されやすいよう、包含している

3つの計画の概要について追記しています。

続きまして骨子案11ページをご覧ください。「(5) 支え・支えられの関係」については、第5次計画からの新規項目となります。地域住民や事業者、地域団体等の全員が地域福祉において主役であり、果たすべき役割があることを理解していただくことを目的として、地域福祉における役割を法的根拠に基づいて記載しています。

続きまして骨子案19ページ(4次計画は16ページ)をご覧ください。こちらは第4次計画と同様、施策体系の基本目標ごとに現状と課題、取組の考え方、必要な取組について記載しています。現時点では市民アンケート結果を基に記載していますが、今後は委員や庁内各室課からのご意見をもとにした第3章の修正に合わせて、本項目についても内容が修正されることとなります。第1章と第2章の説明は、以上となります。

続きまして、第3章の説明をさせていただきます。資料が変わりまして、資料3-2をご覧ください。議題2で説明させていただきましたとおり、その施策体系をもとに、各施策における取組の方向性について記載しています。こちらは現時点における施策の方向性や盛り込む事項を案として記載しており、いただいたご意見を踏まえて文章を作成していく予定です。本資料についても、4次計画からの変更点を中心にご説明させていただきます。なお、資料の右側に4次計画の記載ページを載せておりますので、こちらも4次計画の冊子と見比べながらご確認いただければと思います。

まず、基本目標1、施策の方向(1)、具体的施策①「地域住民間の交流促進」では、地域での顔の見える関係づくりを基本に、日頃の挨拶や声かけ、地域の行事を通じた交流の大切さについて記載します。また、市民アンケートで「地域活動に参加してみたいと思える活動内容」として、短時間の参加など、負担の少なさを求める声が多いことから、予約不要、出入自由など参加しやすい「ゆるいつながり」の確保の必要性についても記載します。

続きまして、具体的施策②「地域活動・ボランティア活動の推進」では、地域や住民同士のつながりを目的とした取組の紹介の他、地域活動やボランティア活動の参加意欲を高めるために市が取り組むイベントや情報発信について記載します。また、ライフスタイルの多様化に寄り添った仕組みづくりが進められていることが伝わるよう、地域活動におけるICT化の活用についてコラムを記載します。

施策の方向(2)、具体的施策②「みんなの居場所づくり」では、重層的支援体制整備事業を実施している経過も踏まえて、世代や属性を超えた居場所づくりや多世代交流の必要性を中心的に記載します。

続きまして資料2ページ目をご覧ください。基本目標2、施策の方向(1)、具体的施策①「福祉や子供、青少年等に関する制度の充実」では、ヤングケアラや物価高騰による学生の貧困問題など、子供や若者を取り巻く社会情勢を踏まえ、市と地域住民が連携して支援に取り組んでいくことの必要性を中

心に記載します。

具体的施策②「健康づくりの推進と地域医療体制の充実」では、健都の概要や市が健康と医療のまちづくりに向けて取り組んでいる事業内容や、これらの取組が地域の担い手不足解消につながる旨を記載します。コラムでは、取組を我が事として考え、気軽に参加できるような取組例として、地域献血や介護予防事業について紹介します。

具体的施策③「地域貢献活動をする事業者との連携」は、審議会でのご意見をもとに、今回から新設した項目となります。ここでは地域福祉の推進における事業者の重要性や、市と事業者が連携して地域づくりに取り組んでいく必要性について記載します。

施策の方向（２）、具体的施策①「誰もが暮らしやすい生活環境の形成」では、地域福祉の視点に立ったまちづくりについて記載し、コラムでは、アンケート調査でも相談窓口の項目として新設した「居住支援協議会」や、令和７年１０月から実施している「居住サポート住宅」について紹介します。

具体的施策②「就労と働きやすい環境づくりへの支援」では、多様な働き方ができる環境の整備や、審議会でもご意見をいただいた、休暇等の取得推進の取組についても記載します。

続きまして資料３ページ目をご覧ください。基本目標３、施策の方向（１）、具体的施策①「意思決定支援を重視した成年後見制度等の利用促進」では、制度の認知度を踏まえ、対象者や制度の概要を中心に記載します。加えて、昨年１２月に国で開かれた社会保障審議会の中で、今後身寄りのない高齢者に対する取組について制度の見直し等の必要性が言われている状況を踏まえ、第５次計画の中でも記載します。

具体的施策②「権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築と強化」では、けんりサポートすいたを中核として権利擁護支援の取組を進めている経過を踏まえ、制度の対象となる方への理解の促進や地域連携ネットワークを構築することの必要性に言及し、そのために市が取り組んでいく内容について記載します。

施策の方向（２）、具体的施策①「重層的な支援体制整備の推進」では、重層的支援体制整備事業の概要や支援体制を整備するための取組について記載します。コラムでは、地域の中で世代や属性を問わずお話をお聞きする役割を担う地域の相談窓口について記載します。

施策の方向（２）、具体的施策②「地域の安心・安全を支える体制」では、自然災害や特殊詐欺といった世代や分野を超えた共通の社会的課題に対して、市が地域住民や警察署等の地域に根付いた組織と協力して進めている事業について記載します。コラムでは、実際の取組例として吹田警察署との連携事業、吹田市社会福祉協議会の取組として災害ネットワークの世話役会について紹介します。

事務局からの説明は以上です。

部会長           こちらの骨子案につきまして、ご意見やご質問はありますか。

A委員           質問です。骨子案9ページの関連計画との関係図と、4次計画8ページの関係図を完全に見比べるとだいぶ違っています。矢印のところを見ただけでも、地域福祉計画の位置づけがどうなっているのか、あまりよくわかりません。骨子案の右側に吹田市社会福祉協議会の第5次地域福祉活動計画があり、真ん中のは吹田市が今取り組んでいるものですよね。私は4次計画でも委員をさせてもらっていて、地域福祉計画は横ぐしだと勉強しました。最終的には総合計画に全部が結びついていきますが、そのために個別計画として年輪プランや障がい者計画、健康すいた21等、総合計画を達成するための具体的な計画があると思います。その横ぐしの地域福祉計画は、どこかで必ず何かの計画と交差するようになっていきます。地域福祉計画は、他の計画との絡みの中で完遂していくという仕組み的な位置づけを理解していたのですが、骨子案の関係図はそうではなくて、矢印が上に突き抜けていますから、こども計画以下の計画の集大成として地域福祉計画があって、その上に総合計画があるというように見えるこの図式がよく理解できませんでした。

事務局           ご意見ありがとうございます。先日行われた庁内推進委員会での意見を集約しているところで、関連計画との関係図に関しても意見を踏まえて修正していく予定です。今回は、本市では総合計画を上位計画として策定している部分のわかりやすさ等を踏まえて、4次計画とは異なった形でお示ししていますが、委員がおっしゃった横ぐしを刺すイメージについては事務局としても同様の認識でございます。いただいたご意見も踏まえ検討したいと思っております。

A委員           承知しました。こども計画以下の10個近くの個別計画の上位に福祉計画があることを、この図は示されているように思います。このように誤解が発生することや、地域福祉計画をこのような上位の位置づけに持っていくことは、これまでの計画のトレンドと違うので、更なる議論の対象としていかないといけないのではないかという感じがします。誤解を解くためのディスカッションはコストパフォーマンスが悪いですから、なるべく避けて前に進むようなやり方があれば良いと思います。

部会長           この間、国のあり方としては地域福祉計画が他の計画の上位計画のような形に位置づけられてきています。それを踏まえての変更だと、私は見ていました。もちろん、これまでの各分野の福祉計画のような横ぐしを刺すという性格は持ちつつ、横断的に包含するということなのかなど。位置づけ的には上位計画のような性格を帯びているあたりを反映させつつ、これまでの経過もあるので、こういう表現にされたと受け止めていました。もちろん、社会福祉協議

会が策定する地域福祉活動計画とも連携していくということだと思います。

A委員 今部会長が言われたお話しをどこかで付け加えたり、そういう世の中の流れですという旨の説明文があるほうが良いと思います。

G委員 施策の体系はこれでいくと決まったと思いますが、基本目標3＞施策の方向(2)＞②「地域の安心安全を支える体制」が、4次計画では重点施策になっていたのが重点施策でなくなった理由を教えてください。

事務局 4次計画では33ページ記載されている部分になりますが、この具体的施策の中に、災害時の対応や再犯防止計画等の記載も入れています。4次計画ではちょうど大阪府北部地震があり、災害分野を重点施策に入れた経過があったと思われます。今回はアンケート調査の議論の際、大阪府北部地震についての項目を取った経過があったため、5次計画の骨子案については、地域の安心安全を支える体制を重点施策から外したところです。

G委員 南海トラフの可能性など大規模災害の観点から言えば、防災については全ての市民生活が暮らせる基本でスタート部分ではないかと思います。それと更生保護の観点から言っても、今までは自治体が地域の事情に応じて再犯防止の施策を策定して実施することができるとされていたものが、今は再犯防止推進法の第8条で行政が策定するよう努めなければならないということで、行政が主体となって取り組むこととなっています。関係団体である我々としては、先ほどの災害の観点、安心安全の観点から、市民が一番気にするところではないかと思います。安心して住める生活の中で、更に社会的な福祉が日頃行われている状況でないと、災害になれば福祉施策がストップしてしまう可能性があるのではないのでしょうか。重点施策にしておいていただくべきだと思います。

部会長 おっしゃるように、災害が起きて市民の財産等が罹災したら、それぞれ地域福祉どころではなくなってしまいます。これだけ住んでいる方も多様化する中で、自然災害等に関して、いざという時に助けてほしいとか、災害が不安だという思いは一致していると思いますので、どのような形で残すかはまた議論が必要ですが、重点施策の一つとして地域の安心安全を支える体制という項目を入れておく方向で考えられたらと思います。

F委員 基本目標が3つあり、それぞれ体制に関する記載がありますが、体制と聞くと、組織があったり仕組みがあったりというイメージを持ちます。これから具体的に新たにこのような体制を作るという施策が出てくるのでしょうか。充実という表現であれば、今ある体制の下でこのように充実させるということ

が具体的にでてくるのでしょうか。

部会長           こちらの体制の促進や充実は、もちろん新しい体制を作らないといけない部分も出てくるかもしれませんが、基本的には既存の社会資源や窓口サービス等をフル活用することが前提になってくると思います。そのうえで、新たなものを作らないといけない場合には、またそれも考えていくことになると思います。説明不足があってはいけないので、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局           社会福祉法等の改正もあり、市町村に包括的な支援体制を整備することが義務付けられました。もちろん行政だけでできるものではありませんので、地域並びに支援関係機関と連携して進めていきます。国の考え方としても、新たに組織や仕組みをつくるのではなく、部会長がおっしゃったような既存の体制をフルに活用し、連携しながら進めていくというところであり、その方向改正も踏まえて、体制という言葉が今回基本目標の1～3に入れたところで

F委員           4次計画の2ページ、3ページ目に書かれてあるように、福祉の関係は幅が広く、いろいろな方や団体が取り組んでおられます。地域の中の活動がどのように組み合わせられていくのかを具体的に表現することができればわかりやすいと思います。

B委員           関連で申し上げます。事務局から説明があつて改めてわかりましたが、包括的支援体制という基本的な考え方、吹田の包括的支援体制とはという、そういった部分で用いる体制という表現は良いと思います。しかし、基本目標1では体制の促進となっています。日本語自体もおかしいと思いますが、この基本目標1は、地域の実情に応じて地域住民同士が交流し合い、支え合う、そういった基盤をこれから作っていくということだと思います。今まではその基盤があつたのが崩れてきている中で、いきなり体制という表現はないと思います。体制とは制約を意味します。地域住民が主体的にやるべきものを、行政支配で組織的に行うのは違います。骨子案の1ページに、「①地域福祉とは」と書かれています。ここには体制という言葉は一言もなく、仕組みが前半と後半に2つあります。さらに12ページには社会福祉法第4条の抜粋が記載されています。ここには地域住民が主体だとあり、これが地域福祉の大原則です。そこがわかっていないのかと私は前から言っています。基本目標3の包括的支援体制については、行政が中心になって作るイメージなので体制が良いです。しかし、基本目標1については、地域住民は小学校区レベルでも何千人もいて、そこで私は孤独で良い、家で独り仕事や趣味をしているほうが良い、そういう人がいっぱいいる部分を、体制の枠組みにはめること自体、発想がおかしいです。そ

これは、地域のニーズ・状況に応じて地域が決めることです。それを包括的支援体制だからとして体制づけてはいけないと思います。前から言っているように、ここの基本目標1は地域住民同士が支えあう機能です。あくまで機能なのです。仕組みというものは、思いを達成しようとする計画や企てです。体制は必要ないと言いましたが、例えば心の中では、やはりあそこの地域はあまりにもバラバラだから体制づけないといけないなと思うことはあると思います。しかしそれは、仕掛けをして民生委員や地区福祉委員などと一緒に話し合っただけでやるということです。ここの建て前と根幹を忘れてはいけません。以前他の委員もおっしゃっていましたが、基本目標1の支え合うは「互助」・「共助」です。包括的支援体制とおっしゃったのは基本目標3の分野を横断した多機関協働に関する部分で、これが「公助」です。一番難しいのは基本目標2で、地域住民と支援関係機関が繋がる機能です。ここがつながっていません。社会福祉協議会のCSWが今ここの役割を担っておられますが、アンケート調査の結果とても認知度が低いです。ここが繋がらないから、いつまでたっても地域で抱え込み、なかなか公的な支援に回らないということです。あとの基本目標は良いです。制度などに用いるのであれば体制で良いです。地域住民が主役の基本目標1に、何故行政が上から目線で体制というのだということです。

F委員           イメージ的には、主に自治会活動が中心になって今もやっていますから、そういうものの中で、仕組みづくりとしての成功例を示して実施していくのが基本目標1かなと思いました。基本目標2は、ここで定義されている行政機関とか地域団体が今やっているものをもう少し強化していくイメージで示されるのかなと思いました。基本目標1, 2を骨子案25ページにある総合的支援のネットワークイメージ図のような形で示すことができれば、よりわかりやすくなると思いました。

部会長           地域福祉の一番の根本が住民主体である、あるいは住民自治であるということは自明のものであると言えますか、揺るがしてはいけないのは、そのとおりだと思います。ただそれが、この骨子案の読み取りによっては、行政がお膳立てした体制に地域住民をあてはめるとも取られかねない、そういった切り口のご指摘だったと思います。それが十分表現できていないことは、もう一度この基本目標を、文言だけの問題ではなく、しっかり見直してほしいというご意見と受け止めました。繰り返しになりますが、地域福祉が住民自治や住民主体が基本中の基本であることはもちろん、この地域福祉計画は、ある意味、住民自治や住民主体をどのように社会の中で発展させていくのか、表現してもらうのか、それを支えるものだと思います。ただし、基本目標2は公民協働、公民が入り混じって実現していく項目、基本目標3はかなり公の部分が責任を持って進めていく項目と、グラデーションのようになっているとも思います。前回の策定部会でも、体制という言葉を使うことに対する危惧といいます

か異論はずっと出ています。確かに4次計画までは体制という言葉は使っていないので、表現について見直すことで今後検討していけたらと思います。

B委員

短い期間で作成しないといけないというのは本当に大変で、これまでの4次よりも5次が大変なことは重々承知しています。しかし、この骨子案でさえ、第2回策定部会で1時間しか議論の時間がなかったです。そして全体会へ出して、次回にはもう決めますという、これではまた同じ繰り返しになります。基本目標2は、部会長が言われたように公民協働、これは吹田市の地域福祉で最も大切にしているキーワードです。総合計画の3つの取組の視点の2番にも記載があります。1番目が分野横断についてで、これが基本目標3にあたります。それから3番は地域の特性を活かすということです。地域福祉計画が何故進まないかと言うと、これら3つの取組の視点が記載されており、吹田市では地域福祉計画の上位計画とされる総合計画の中に、地域福祉という言葉が一切ないからです。1次・2次の時は、わりとそういった言葉が流行りで、10回くらいは地域福祉という言葉が総合計画に出ていましたが、今は全然ないです。総合計画に記載されないから実行力も弱まります。そういうことも考えてやらないといけません。公民協働という言葉が難しいから平易にされましたが、骨子案にも1度使われています。逆に、市民自治のほうではこの協働という言葉で定着させないといけない、力を入れないといけないということで、今議論しています。言葉を平易にするのは良いのですが、これまでの2次・3次・4次と最も大切にしていた公民協働を、場所を変えて言葉も変えています。さらに、包括的支援体制は横ぐしのイメージですので、計画の中に包括的な支援体制は必ず入るわけです。今だと基本目標3が「さまざまな」となっていますが、例えば高齢関係でも、認知症サポーターと高齢福祉のケアマネジャーと一緒に支援しても「さまざまな支援者」ということになります。そういった捉え方をされてはいけません。本文にも、分野横断が2回くらい書かれています。福祉総務室だけでなかなか大変だと思いますが、分野横断に取り組まないと包括的支援体制になりません。そしてくどいですが、包括的支援体制の基本的な考え方がない、要するに土台がないから、右から左から上から下から言われると、パッチワークみたいに切り貼りしてしまいます。そうすると、一貫性が取れなくなるのです。こうなることは最初からわかっていました。以上です。

部会長

公民協働は、これまでの地域福祉計画では必ず基本目標の中に盛り込まれていたキーワードの一つでもあります。文言を平易にすることよりも、公民協働という言葉の実態的な定着を目指したほうが良いのではないかというご指摘だと思います。この後、第3章の中身がどんどん文章で具体化されていく中で、この基本目標の見出しも併せて検討できればと思います。

B委員

骨子案の5ページに社会福祉法の改正の記述があります。ここでいきなり

地域包括ケアシステムという言葉が出て、その後全然出てこないです。前に別の委員が地域包括ケアシステムについて質問された際、市としては地域共生社会を作っていく土台と考えていると回答されていましたが、本文を読んでいると解釈に迷います。これだけ重層的支援体制整備事業や包括的支援体制の構築等、あらゆる制度の記載が出てきて、読者はここでもう見なくなると思います。ここは国の考え方と吹田市の考え方、事務局の考え方が混在していて、国が言っているのか吹田市が言っているのかわかりにくいです。もう時間がないので、先進自治体の例を参考にしてアレンジすれば、きれいにはまると思います。地域包括ケアシステムを入れるのであれば、さっき言ったように吹田市は包括的支援体制の要の事業として、地域包括ケアシステムを取り入れてやっていくと、そういう基本的な考え方があればわかります。そういった記載もないと読んでいて迷います。

部会長 計画の中で用語を説明するにしても、用語説明そのものが吹田市からのメッセージになり得ますので、単に解説すれば良いというものではないということ、そのあたりも引き続き検討したいと思います。

#### (4) その他

##### 参考資料2 第5次吹田市地域福祉計画策定までのスケジュール

事務局 今後の会議スケジュールについて説明させていただきます。参考資料2をご覧ください。委員の皆様には、令和7年7月28日に開催された令和7年度第1回社会福祉審議会全体会にて会議スケジュールをお示ししておりましたが、計画策定の進捗状況を踏まえ、スケジュールを修正させていただいております。地域福祉計画策定部会につきましては、今年度は今回が最後となり、次回は令和8年6月29日(月)午後2時から、本日と同じ災害対策本部会議室にて開催する予定ですが、日程が変更となる場合は別途ご連絡させていただきます。

また、日程が近づいてまいりましたら改めて皆様にご案内いたしますが、現時点でご出席が可能である方を把握させていただきたく存じます。恐れ入りますが、6月29日(月)午後2時より開催予定の策定部会に出席可能な方は挙手をお願いします。

(出席可能委員挙手)

事務局 本日以降にご予定が変更となり、それでご欠席となる場合につきましては事務局までご連絡いただけましたら幸いです。

続きまして、第3回社会福祉審議会全体会は2月20日(金)午後2時から吹田市役所高層棟3階の災害対応オペレーションルームで開催いたします。

こちらにつきましても改めて皆様にご案内いたしますので、ご出席賜りますようお願いいたします。事務局からの連絡は以上です。

部会長            それでは、以上をもちまして本日の策定部会は終了いたします。

### 3 閉会